

# 土岐市公共工事 特記仕様書

## 【一般共通事項】

- 本工事は、設計図書によるほか、公共建築工事標準仕様書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)、消防法、中部電力内線工事基準、土岐市建設水道部上下水道工事基準等の法律、条令、基準に従い、適正かつ入念、確実なる施工をすること。
- 本工事は、施工に必要な諸官公庁、電力会社等への書類作成及び諸手続きを行うこと。この手続きの費用負担は受注者とする。
- 本工事において、疑義が生じた場合は、監督員との指示・協議の上決定する。その内容が軽微な変更(※1)については、原則請負代金額内において施工すること。
- 設計図書に明示していない事項で工事を完成させるため性質上必要と思われるもの、施工上の納まり具合などから技術的に必要不可欠なもの、測量誤差等に起因する変更は、監督員の指示に従い処理を行い、その費用は受注者の負担とする。
- 設計に定められた工法以外で、次に掲げる理由で工法を変更する場合は、監督員と協議し承諾の上施工できるものとする。
  - 1) 所要の品質、性能の確保が可能な場合
  - 2) 工期短縮が可能な場合
  - 3) 環境の保全に有効な場合
  - 4) 室内環境汚染に対し有効な場合
- 工事現場には、建設業法に基づく技術者を配置させること。
- 受注金額が500万円以上(税込み)の場合は、コリンズに登録すること。
- 本工事は、目的物の引渡しを完了するまでは、維持費を負担すること。また、工事中、工事のため破損した既設建物・側溝・道路・法面等は工事完了までに原形復旧すること。
- 施設利用者の安全に配慮した仕上げ、納まりとすること。
- 契約後早急に施設管理者及び監督員と工程等について協議を行うこと。

## 【仮設工事】

- 施設を使用しながらの工事の場合、施設利用者への安全を配慮した仮設計画をたてること。原則として、利用者がいない時に仮設工事を行うこと。
- 本工事は、仮設工事用電気・給排水等の引き込み配管、配線工事及び使用料金は、原則全て受注者の負担とする。
- 工事現場は常に整理整頓し、災害その他の事故防止に留意すること。また、工事用車両は、交通安全に注意し、必要に応じて交通誘導員等を配置させること。
- 工事に必要な仮設工事(養生、足場、仮囲い、散水用設備、敷鉄板、仮設トイレ等)及び安全対策、養生、清掃片付けを行うこと。

## 【材料の品質等】

- 本工事に使用する材料等は、設計図書で指定するものまたは同等、同仕様以上のものとする。ただし、同等、同仕様のものとする場合は監督員の承諾を受けること。
- 本工事に使用する製品・部品・材料は見本品、カラー見本等を提出し、監督員の承認を得て施工すること。また、施工に際しては、事前に施工図、納まり図、製作図等を提出し監督員の承認を得て着工すること。
- 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、新品とする。ただし、設計図書に定めのある場合は、この限りではない。
- コンクリート用骨材はアルカリ骨材反応を起こさないことを確認したものを使用し、その確認結果を骨材産地かつ、プラントごとに監督員に報告すること。
- 各種建築材料については、設計図書または監督員の指示に基づき適切な選定を行い、室内空気中における化学物質の放散の低減に努めること。
- 防水工事を行った場合は、原則保証書を提出すること。
- 工事に必要な消耗品及び雑材料等全てのものを見込むこと。
- 設備工事の配管継手類、配管接合材、配管支持金物類等一式を見込むこと。
- 材料、機器等の運送費、梱包料、荷揚げ荷卸し費、重量作業等を見込むこと。

## 【施工等に伴う試験】

- 設備工事は機器運転に必要な試験及び試運転調整を行うこと。

## 【発生材の処理等】

- 産業廃棄物の積込運搬処分を行うこと。
- 発生材の処理においては、再生資源の利用を図ること。発生材は構外に搬出し、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築副産物適正処理促進要綱その他関係法令等に従い適切に処理し、監督員に報告すること。
- 冷媒ガスの回収及び処分を行い、破壊証明書を提出すること。

## 【アスベスト処置】

- 図面に特記がないアスベスト含有が懸念される建材は、すべてアスベストが含有されているものとみなし、石綿障予防規則等関係法令に基づき撤去処分を行うこと。

## 【既存部分等への処置】

- 工事による仕上げ補修は、なるべく既設に合わせること。
- 足場つなぎ補修は、なるべく既設に合わせること。
- 電気配線は原則隠ぺいとするが、露出の場合はメタルモール等でカバーし、意匠上配慮すること。

## 【解体工事】

- 入札前に事前現地確認し、敷地内にある建物・工作物・樹木(伐根共)・地中埋設物(基礎、排水樹、給排水管等)・残存物は、図面に特記がない限りすべて撤去処分を行うこと。現地確認前に施設管理者の承諾を得ること。
- 解体後の敷きならしは地盤沈下しないように十分に転圧を行うこと。
- 水道管、下水道管に関しては市上下水道課と協議し、適切に閉栓等行うこと。
- 工事着手前に、廃棄物等敷地内埋設物確認のための試掘を行うか監督員と協議すること。監督員が必要と指示した場合は試掘を行うこと。

## 【提出書類】

- 本工事は電子納品対象工事とする。詳細は「土岐市建設工事電子納品運用ガイドライン」のほか、「岐阜県電子納品運用ガイドライン」「岐阜県電子納品要領」を参考とするが、最終的な作成方法については監督員の指示によるものとする。
- 本工事は、ASP方式の情報共有システム利用工事です。使用する工事情報共有システムは「電納ASPer」を使用すること。詳細は「岐阜県情報共有システム運用要領(工事版)」を参考とするが、最終的な運用方法については監督員の指示によるものとする。
- 本工事の提出書類は監督員の指示により確実に作成し、監督員が指示したときには速やかに整理製本の上、指示する部数を提出すること。また、情報共有システムを用いて交換・共有された工事書類については、全て電子納品(CD-R格納)すること。
- 完成図は原則として契約図面を使用し、指示・協議の結果を反映させること。また、提出する完成図面の種類は契約図面と同じとし、図面一式を提出すること。

## 【その他】

- 入札前に事前現地確認を行い、既存条件を確認の上、遺漏のない様にする。
- 隣接地における共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の調整については、公共建築工事積算基準(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)の最新版に基づいて行う。
- 本工事に関連する各機器の運転に必要な、配線及び配管接続等の設備工事一式を見込むこと。
- 機器等の設置場所は、施設管理者及び監督員に事前承諾を得ること。
- 必要に応じ天井点検口(アルミ製)を設置すること。
- 空調機設置工事で、室内機吊ボルト吊長さが1.0m以上となる場合は振れ止め措置を行うこと。また室外機の転倒防止措置を行うこと。これらの措置に伴う費用は本工事で見込むこと。
- 新築・解体工事で、本工事敷地が埋蔵文化財包蔵地となる場合、県及び市の試掘確認調査等に協力し、指示に従うこと。
- 使用材料について、契約後早急に施設管理者及び監督員の承諾を得て材料発注すること。材料発注後、工期の延長が必要と判明したら、遅滞なく工期の延長申請書を提出すること。
- 竣工前に施設管理者に取り扱い説明を行うこと。
- 本工事は、週休2日制工事(現場閉所)ではありません。詳細は「土岐市週休2日制工事実施要領」を参照すること。
- 週間定例会議を実施する。実施する時期については監督員から指示を受けること。

- 工事竣工後、1年及び2年後に市担当者、受注者の立会いにより検査を行い、検査報告書を提出すること。
- 本工事は交付金・補助金の交付申請を行う。本工事施工中もしくは完了後、監督員からの書類等作成の指示や、関係各庁等から説明を求められたときは、随行等も含め協力すること。また申請に伴う執行状況確認のため、令和8年度末に出来形検査を行うものとする。
- 本工事の地鎮祭、定礎式等を行う場合は受注者の負担とし、様式・規模等は定めない。
- 本工事は3工事区分(建築工事、電気設備工事、機械設備工事)の分離発注であるため、建築工事受注者が主体となり、電気・機械設備工事受注者と十分に連絡をとって、取り合いや日程、安全管理等の調整を行うこととする。また電気・機械設備工事受注者は建築工事受注者に協力すること。
- 現場施工に着手するまでの期間は、監理・主任技術者の専任を要しないものとする。
- 施工図作成の際は、完成時に見栄え良く収まるよう別途発注される展示工事や備品搬入業務等の担当者も交えて事前に協議を行うこと。
- コンクリート打設後の通風乾燥期間を十分に確保し放散される化学物質を早期に減らすため、博物館のコンクリート打設後の脱型を原則令和9年6月末までに完了させること。また打設後は化学物質を早期に放散させるような措置を講ずること。
- 工事完了後であっても、本建物で行う環境測定の結果が規定値以下にならない場合は原因究明を行い、規定値以下となるまで対策案を提案する等の協力を行うこと。別途発注で複数の受注者が現場に入るが、すべての環境測定で規定値以下になるまでは、関係者全員で責任をもって対応すること。

#### (※1)軽微な変更

工事の基本的な内容に重大なる影響を及ぼさないもので、次の各号のいずれかに該当するもの。

- 1)主たる構造部分を変更することのない余剰部等の変更
- 2)建築及び附属設備との関係から必要となる構造部の部分変更、仕上げ部の形状、寸法の変更並びに設備施設の形状、寸法延長の変更
- 3)簡単な構造物の寸法及び延長、面積の部分的な変更
- 4)工法に変更なく単に施工材料の変更及びそれに伴う面積等の部分的な変更
- 5)主たる建築物に付随する施設の位置、形状、延長の変更
- 6)精査の結果による、現地に即応した簡単な施設の変更
- 7)その他前各号に属さない局部的で、かつ、工費に重大な影響を及ぼさない変更